

# 台湾所在の明代文集および清代檔案における日本・琉球関係記事について

渡 辺 美 季

はじめに

筆者は東京大学史料編纂所が現在推進している東アジアを中心とする前近代日本関係史料収集事業の一環として二〇〇四年秋に行われた台湾調査に参加し、台湾所在の漢籍（明代文集及び清代檔案）における日本及び琉球関係記事の調査・収集作業に携わった。本稿は、この調査において発見・収集された史料の内、特に史料価値が高く、前近代の日本・琉球史研究にとって有用だと思われるものを、明代文集・清代檔案の中からそれぞれ一種ずつ選び、これを紹介しながら、漢籍史料の更なる活用の可能性を探ろうと試みるものである。

## 第一章 台湾所在の明代文集における日本・琉球関係記事について

―「刻中丞肖巖劉公遺稿」の紹介を中心に―

### 1、調査の概要

文集とは一家または諸家の詩文や文章（上奏文・碑文・序文・日記など）を集め記した文書のことである。明代は檔案などの一次史料（後述）の残存が僅かであるため、歴史研究における文集の重要性は後の清代に比べて相対的に高いと言えよう。

台湾所在の明代文集の概況は、国家図書館のホームページ上にある

「典藏目録及史料庫」の中の「明人文集連合目録及篇目索引資料庫」<sup>(1)</sup>によつて容易に調べることができる。ここには台湾所在の明代文集を中心に、日本の主要な史料館所蔵の文集までもが登録され、書籍の簡単な情報と篇目（各巻所収文書の題目）が閲覧できる。今回はこのデータベース検索で、①日本に所在せず、②所収文書の題目に日本・倭・琉球などの語が含まれている文集を重点的に調査した。調査は台北の国家図書館善本室と中央研究院歴史語言研究所傅斯年圖書館にて行なわれた。<sup>(2)</sup>

収集した記事は、結果的に明末のものが大半となった。その多くは、①倭寇（主に嘉靖年間）、②文祿慶長の役（壬辰倭乱・丁酉再乱／朝鮮之役）、③豊臣秀吉の冊封、④琉球の朝貢（進貢）・冊封などに関する記事である。本稿では収集した記事の内、中央研究院歴史語言研究所傅斯年圖書館に所蔵されている「刻中丞肖巖劉公遺稿」（一五八四年刊）に収められている日本・琉球関係文書六点を紹介することにした。

### 2、解題―「刻中丞肖巖劉公遺稿」における日本・琉球関係記事―

『刻中丞肖巖劉公遺稿』は、万曆年間初代の福建省巡按監察御史（省内を巡幸して政情民風を監察する官）であった劉良弼の上奏文・序文・書簡などを収めた文集で全十巻から成る。日本・琉球関係文書は計六点で全て第四巻に含まれている。以下の如くである。

【史料①】 入貢夷船疏（夷船の入貢についての上奏文）

【史料②】 送回被虜人民疏(被虜人の送還についての上奏文)

【史料③】 慶賀夷船入港疏(慶賀の夷船の入港についての上奏文)

【史料④】 進香夷船入港疏(進香の夷船の入港についての上奏文)

【史料⑤】 進香夷船入港疏(進香の夷船の入港についての上奏文)

【史料⑥】 慶賀夷船入港疏(慶賀の夷船の入港についての上奏文)

これらの上奏文にはいずれも年月日の記載が無いが、その上奏年代は「明実録」等の史料からほぼ確定できる。

【史料①】は、一五七三(万暦元・天正元)年に琉球の進貢船二隻が福建省福州府に到着したことを、劉良弼から皇帝へ報告するために作成された上奏文(題本)である。当時琉球は二年に一回進貢するきまりであり、この年は正規の進貢年であった。福建の各衙門は合同で使者を審問し、また琉球国が発給した使者の身分証明書(印信符文)を調査して、彼らを琉球の進貢使であると確認し、湾内に入港して進貢することを許可したのであった。この時の琉球進貢に関して「明実録」には「琉球國中山王世子尚永、差陪臣齋表箋朝貢、請襲封王爵、下禮部行福建鎮巡等官、查勘具奏」(万暦元年十一月乙巳条)、「賞琉球國差官表裏綿布、并給蘇木價值生絹」(同年十二月甲子条)、「命侍郎汪鏗、宴待琉球國進貢陪臣」(同年同月戊辰条)などの記事がある。

また琉球の正史である「中山世譜」には、「是年(一五三七年)春、世子(尚永)遣正議大夫鄭憲等、奉表入貢、并以尚元王訃告、兼請襲封。又送還被掠人口、獎賚如例」とあり、この年に琉球國王世子・尚永が正議大夫・鄭憲らを派遣して明に進貢し、前王・尚元の逝去を報告し自ら(尚永)の冊封を要請したこと、及び被虜人(拉致された人々)を送還して前例に従って褒賞されたことが記されている。この記事に見られるように、この年の進貢使は被虜人の送還も行っていた。その詳細を劉良弼から皇帝に報告した上奏文が【史料②】であり、【史料①】と同時に

作成されたものと考えられる。

【史料②】には琉球が明に送還してきた「被虜人」の詳細が記されている。彼らは計六人の中国人男性で、一五五九―七〇年にそれぞれ福建や浙江の沿海で捕魚・販魚中に倭人に拉致され日本に連れ去られた後、小船での脱出を試みて琉球北部に漂着した人々であった。劉良弼らが調べたところ、以前にも琉球國王・尚元が何度か倭人(倭寇)に拉致された中国人を送還して褒賞されており、劉良弼は今回も朝廷によって同様の処遇がなされることを求めている。この事件に関して「明実録」には「禮部覆奏。琉球世子、呈送被虜人民、請照例賞賚。上以尚永世教忠誠、賞銀五十兩綵段四表裏、降勅獎勵、仍賞其使臣銀幣、有差」(万暦元年十二月癸酉条)との記事があり、劉良弼の要請通りに、礼部が中国人の送還に関して琉球への褒賞を求める上奏を行い、皇帝が尚永や進貢使を褒賞したことが確認できる。

【史料③】は一五七四(万暦二・天正二)年の琉球の慶賀使(万暦帝の登極を祝う使節)の来朝の際に作成されたと判断できる。福建の各衙門は合同で使者を審問し、また使者の身分証明書を調査して、彼らを琉球の慶賀使であると確認し、湾内に入港して慶賀を行うことを許し、このことを劉良弼が皇帝に上奏したのであった。なおこの時、前皇帝である隆慶帝の登極を祝うために琉球の前國王・尚元が一五六八(隆慶二・永祿一一)年に派遣した慶賀使の記録が前例として参照されている。

この【史料③】の続編にあたる文書が【史料⑥】である。これによると、劉良弼は福建の各衙門に命じて、担当官の立ち会いの元で、入港させた慶賀使の船(一隻)から献納品を進貢廠に搬入し数量を確認させ、また使者ら百四十九名(後述の①+②)の琉球人を柔遠駅に収容させた。そして、①皇帝の慶賀のために北京に赴く者、②福建の柔遠駅に残る者、③原船で直ちに帰国する船員(十七名)の氏名・人数、及び献上品の数

目を列記して（※但しこのリストは本文集には収録されていない）、一連の経緯と共に皇帝へ報告したのである。

なおこの慶賀使に関しては、『歴代宝案』（後述）に執照（一種の渡航証明書）一通が収録されている。それによると、皇帝への献上品は「全光金鞘金起沙魚皮紋靶腰刀二把・金結束酒金竜紋鞘金起沙魚皮紋靶腰刀二把・金結束黒漆鞘沙魚靶腰刀二把・鍍金銅結束紅漆鞘沙魚皮靶腰刀二十把・鍍金銅結束紅漆靶鞘袈刀二十把・金酒海一個・銀酒海一個・蘇木八百斤」、皇后への献上品は「細嫩漂白土夏布二十匹・細嫩生土夏布二十匹・金粉匣一對・銀粉匣一對・両面泥金扇二十把・貼片金扇六十把・蘇木七百斤」であったことが分かる。またこれに加えて国王の附搭貨物（公式の貢品とは別に搭載された貿易品）として蘇木二千斤があったことも記されている。他にこの使節に関しては、『明実録』に「琉球國中山王世子尚永、遣王舅馬中叟長史鄭祐等一十八名、齎表文方物、慶賀皇上登極、并進貢、賜宴及彩段銀鈔等物、有差」（万曆二年十二月辛酉）、『中山世譜』に「〔万曆〕二年甲戌春。世子遣王舅馬忠叟、長史鄭祐、使者馬南庇等、奉表、貢方物、慶賀神宗〔※万曆帝〕登極」との記事がある。

【史料④】は一五七四（万曆二・天正二）年の琉球の進香使（先帝・隆慶帝の崩御を弔慰する使節）の来朝を皇帝に報告するために作成されたものである。この使節は【史料③】【史料⑥】の慶賀使と共に派遣されており、従って本文書はこれらと同時に作成されたものであると考えられる。福建の各衙門は合同で使者の審問と身分証明書の調査を行い、彼らを琉球の進香使であると確認して湾内への入港を許し、劉良弼がこのことを皇帝に上奏した。

【史料⑤】に続く文書が【史料⑥】である。これによって、劉良弼は福建の各衙門に命じて、担当官の立ち会いの元で、進香使の船（一隻）から供物を進貢廠に搬入し数量を確認させ、また使者らを柔遠駅に收容させたことを皇帝へ報告したのである。なおこの進香使に関しては、『歴代宝案』に印信符文の写し<sup>5)</sup>が掲載されており、この文書によって、進香品は「香一柱（重さ三十五斤）」であったこと、進香のため上京した琉球人は使者・毛有倫の他に三名いたことなどが分かる。他に関連する記事として、『中山世譜』に「〔万曆二年〕己又遣使者毛有倫等、進穆宗〔※隆慶帝〕香（三十五觔）」とある。

周知の如く、琉球と中国（明清）の外交史の根本史料は、琉球王府の外交文書および文案を集成した『歴代宝案』であり、そこには一四二四年から一八六七年までの中国・朝鮮・東南アジア諸国との往復文書が収録されている。明代の往復文書はその第一集に収録されているが、年代の古さを反映してか文書の遺漏が目立つ。例えば【史料①】【史料②】に記録されている進貢使及びその被虜人送還に関して『歴代宝案』には関連文書が見当たらず、【史料③】【史料⑥】の慶賀使及び【史料④】【史料⑤】の進香使に關してもそれぞれ一通ずつの関連文書が収録されているに過ぎない。本稿で紹介する『刻中丞肖巖劉公遺稿』所収の記事【史料①】～【史料⑥】は全て一次史料である上奏文（題本）の写しであり、『明実録』等の記載とも整合することからその記事内容の信憑性も高い。

『歴代宝案』等の根本史料を補う貴重な史料であると言えよう。

3、『刻中丞肖巖劉公遺稿』における日本・琉球関係記事の翻刻と註解

【史料①】入貢夷船疏（夷船の入貢についての上奏文）

〔原文〕

巡按福建監察御史臣劉 謹

題為人

貢夷船事據福建都司經歷司呈奉本司劄付據市舶提舉司等衙門各申報琉球國中山王世子尚永特遣正議大夫鄭憲同長史鄭祿使者馬順路都通

事梁焯通事林世昌等坐駕海船二隻裝載方物前來進

貢謝

恩等因據此卷查先奉都察院勘合符付准禮部咨該本部題為議處外國進

貢事看得琉球國朝

貢年例既該

大明會典所載及成化年間

勅旨每二年一次進

貢以後不係該貢年分及稱補貢名色違例人貢者就使阻回永為遵守等因

節奉

聖旨是欽此欽遵外今據報到隨該本司會同布按二司并巡視海道議得萬曆元

年係是該國貢期會案呈委本司都事羅寶布政司副理問黃楷按察司知事

何獻榮并市舶提舉司提舉胥鉉帶同土通事鄭焯等前到夷船處所公同譯

審得琉球國中山世子尚永差來都通事梁焯通事林世昌等結稱萬曆元年

例當貢期特遣焯等與正議大夫鄭憲長史鄭祿使者馬順路等坐駕海船二

隻齎捧

表箋裝載方物進

貢謝

恩等情尤恐不的著令執出本國印信符文照驗相同別無違詐等因備抄到司又

該本司掌印署都指揮僉事徐尚明會同布政司左布政使萬思謙按察司按

察使鄒善巡視海道副使陶幼學覆查明白具呈到臣看得萬曆元年係是琉

球國應貢之年今該國特遣正議大夫鄭憲長史鄭祿使者馬順路等前來進

貢謝

恩既經會委都事等官羅寶等譯審別無違詐除照例委官封船接引進港至閩縣

高惠里河口廠地方灣泊所進馬匹方物會盤畢日備開的數另行具

題外緣係入

貢夷船事理為此具本謹具題

知

〔語釈〕●経歴司：地方・中央官庁の所属官庁で公文書の収発を掌る。

●都司：都指揮司及びその長官の都指揮使の略称。一省の軍制を掌る。

●劄付：上級官庁から下級官庁へ行移する訓令文。●〔福建〕市舶提舉

司：福建布政司に属し、琉球の進貢関係の事務を担当した機関。●謝恩：

冊封・論祭など皇帝からの特別の恩恵に対する謝恩の意。●正議大夫・

長史・都通事：それぞれ久米村の役職。●勘合劄付：上級官庁から下級

官庁への公文書。この場合、都察院から福建巡按へ発せられた勘合劄付。

六部から巡按へは直接公文書を送れないため、所属官庁の都察院を介し

て連絡が行われた。●本国印信符文：琉球国中山王の印を押した符文。

●符文：琉球国王が朝貢使節に対して発給した身分証明書。●會盤：立

ち合せて検査する。●題知：題本を奏上して皇帝に報告する。

〔人名〕○尚永：一五五九―一八八八年。第二尚氏王統六代の王（在位一五

七三―一八八八年／冊封は七九年）。なお上奏文内で尚永が「琉球国中山王

世子」と記されているのは、琉球国王は国内で既に即位しているも、中

国からの冊封を受けるまでは、中国に対しては世子（場合によっては世

孫）と称するきまりであったからである。○鄭憲：生没年不詳。久米村

鄭氏（村田家）七世。○鄭祿：生没年不詳。久米村鄭氏（湖城家）八世。

○馬順路：不詳。○梁焯：生没年不詳。久米村呉江梁氏（亀鳴家）。○

林世昌：？―一五七八年。久米村林氏（名嘉山家）五世。▽羅宝：福建

都司都事。▽黄楷：布政司副理問。▽何獻榮：按察司知事。▽胥鉉：市

舶提舉司提舉。▽鄭焯：土通事（中国の琉球語通訳）。▽徐尚明：福建

都司掌印署都指揮僉事。▽万思謙：布政司左布政使。▽鄒善：按察司按

察使。▽陶幼学：巡視海道副使。〔※○〓琉球人、▽〓中国人〕

〔大意〕琉球国中山王世子・尚永が、進貢謝恩の使者（正議大夫・鄭憲、

長史・鄭祿、使者・馬順路、都通事・梁焯、通事・林世昌)を派遣してきた。船は二隻でその進貢品は馬や琉球の産物であった。市舶提督司などの衙門から報告を受けた福建都司は、布政司・按察司・巡視海道と調査にあたった。調べたところ、琉球国の朝貢は二年一貢と定められており、該当年以外の進貢や、補貢という口実による例外的な入貢は、受け入れずにそのまま帰国させるきまりである。しかし今年(一五七三年)はちように進貢の年である。そこで福建都司・布政司・按察司・市舶提督司の役人が土通事を連れて琉球船に赴き審問したところ、琉球側の通訳官(梁焯・林世昌)が、一五七三年は通常の貢期であるため進貢謝恩する旨を述べた。また琉球国の印信符文を提出させ調べたが問題はなかった。次いで福建都司・布政司・按察司・巡視海道の役人が合同で再審し、初審の内容が正しいことを確認し、福建巡按の劉良弼に報告した。劉良弼はこの度の琉球の使者を通常の進貢使節であると認め、船を閩県高惠里河口廠地方の湾内の停泊地に引導し、進貢品を献上することを許し、このことを題本によって皇帝に上奏するものである。

【史料②】送回被虜人民疏(被虜人の送還についての上奏文)  
〔原文〕

巡按福建監察御史臣劉 謹

題為送回被虜人民事據福建按察司監督軍務副使鄧之屏呈蒙臣批據福建市舶提督司申據琉球國中山王世子尚永差來通事林世昌呈稱有男子六名同駕小船漂至本國所屬地方北山守備土官由必周審得陳鳳陸棟林二凌伯葉乙丘五係中國人氏被倭賊虜去逃回漂流到國俱存恤衣食今遣順搭貢船送回呈乞收豁等情到司審得林二係福建福寧州福安縣三都民嘉靖三十八年五月內往秦嶼澳地方販魚遇倭登岸被虜陳鳳係浙江寧波府定海衛左所百戶陸焯下舍人凌伯係寧波府鄞縣十九都一畝民俱於

嘉靖四十四年四月內往衢山海洋捕魚葉乙丘五俱浙江温州府樂清縣七都二三畝民俱於隆慶四年十月內往南鷄山海洋捕魚各被倭虜獲俱陸續載至日本於隆慶六年二月內各同密駕小船逃命漂到琉球國當被北山守備土官由必周獲送到國順搭貢船送回等因批監軍道查報隨該本道案行福州府弔取林二陳鳳陸棟凌伯葉乙丘五到官查審各委於前項年月日被虜載至日本後各密駕小船逃命漂至琉球國收恤順搭貢船送回是呈報本道覆查無異備呈到臣查得嘉靖三十六等年隆慶三年該琉球國中山王尚元送回被虜人口俱經題

請賞實外今又該本國中山王世子尚永送回被虜人民忠順之心愈彰相應照例賞勤伏乞

勅下該部查例上

請賞實施行庶聲教遠及而納款者作忠賞格荐加而效順者益勵矣緣係送回被虜人民事理為此具本謹題請

旨

〔語釈〕●題請：題本で上奏し皇帝の裁可を求める。●声教：天子の徳化。●納款：外国や異民族がよしみを通じて降伏すること。

〔人名〕○由必周：北山守備土官。○尚元：一五二八―一五七二年。第二尚氏王統五代の王(在位一五五六―一五七二年/冊封は六二年)。▽鄧之屏：福建按察司監督軍務副使。▽林二：福建省福寧州福安縣三都民。一五五九(嘉靖三八・永祿二)年五月内、秦嶼澳地方で販魚時に倭に拉致された。▽陳鳳：浙江省寧波府鄞縣東門三都五畝民。一五六八(隆慶二・永祿一)年三月内、烏沙門海洋で漁中に倭に拉致された。▽陸棟：寧波府定海衛左所百戶・陸焯の下舍人。一五六五(嘉靖四四・永祿八)年四月内、衢山海洋で漁中に倭に拉致された。▽凌伯：寧波府鄞縣十九都一畝民。拉致の経緯は陸棟と同じ。▽葉乙・丘五：浙江省温州府樂清縣

七都二三區民。一五七〇（隆慶四・元龜元）年十月内、南鷄山海洋で漁中に倭に拉致された。

〔大意〕福建省船提督司の報告によれば、琉球国中山王世子・尚永の遣わした通事・林世昌が「琉球の北山地方に小船で漂着した男子六名がおり、守備土官が調べたところ、彼らは倭賊に拉致され逃げ帰ろうとして琉球に漂着した中国人（陳鳳・陸棟・林一・凌伯・葉乙・丘五）であった。そこで衣食を与え保護し、今、貢船に便乗させて送還する。」と呈文を提出して伝えてきたため、調査したところ、彼ら（※〔人名〕を参照）は一五五九―七〇年の間にそれぞれ中国沿海で倭人に拉致され日本に連れ去られた後、一五七二（隆慶六・元龜三）年二月内にみなで密かに小船に乗り逃げて琉球国に漂着したということが明らかになった。

そこで監軍道に命じて調査させたところ、前述の内容の通りであるというのであった。福建巡按の劉良弼が調べたところ、一五五七（嘉靖三六・弘治三）などの年や一五六九（隆慶三・永祿一）年に琉球国王・尚元が拉致された中国人を送還してきたという記録があり、いずれも琉球に対する褒賞を求める上奏がなされている。今また琉球国中山王世子・尚永が中国人を送還してきた。その忠順の心はいよいよ明らかである。札部に前例を調査して琉球国に対する褒賞を求める上奏を行うよう勅命していただきたい。このことを題本によって皇帝に上奏し、ご指示を仰ぐものである。

〔史料③〕慶賀夷船入港疏（慶賀の夷船の入港についての上奏文）

〔原文〕

巡按福建監察御史臣劉 謹

題為慶

賀夷船入港事據福建都司經歷司呈奉本司符付據市舶提舉司等衙門各申琉球國中山王世子尚永特遣王舅馬忠叟同長史鄭祐使者馬南庇都通事鄭

迴等齋捧

表文坐駕本國海船一隻裝載方物禮儀前來慶

賀等因據此卷查隆慶二年三月該國中山王尚元差王舅翁壽祥等駕船裝載方物前來慶

賀已經盤驗

奏報起送赴京批迴在卷今據報到隨該本司掌印署都指揮僉事何萬鍾會

同布政司掌印右布政使劉侃按察司掌印副使徐中行巡視海道副使陶幼

學議照前例會委本司副斷事朱士龍布政司都事徐柳按察司檢校黃鑑并

市舶提舉司提舉胥鉉帶同土通事馮伯昭等前到夷船處所公同譯審得琉

球國中山王世子尚永差來都通事鄭迴等結稱恭遇

皇上嗣登

寶位欣逢盛事本國特遣迴與王舅馬忠叟等坐駕海船一隻齋捧

表文裝載方物前來慶

賀及進

賀

中宮殿下等情尤恐不的著令執出本國印信符文照驗相同別無違詐等因

備抄到司又該本司會同布按二司并巡視海道覆查無異具呈到臣該臣會

同提督軍務兼巡撫福建地方都察院右僉都御史劉 議得琉球國中山王

世子尚永特遣王舅馬忠叟長史鄭祐使者馬南庇都通事鄭迴等前來慶

賀既經會委副斷事等官朱士龍等譯審明白並無違詐除照例委官封艚接引進

港至閩縣高惠里河口廠地方灣泊所進方物禮儀會盤畢日備開的數另行

具

題外緣係慶

賀夷船入港事理為此具本謹具題

知

〔語釈〕●慶賀使：皇帝登極や立太子の慶賀のため。北京に派遣される使節。その他に正旦、万寿聖節を表賀するためにも派遣された。●王舅：首里王府の官職名。新帝の登極慶賀、襲封論祭に対する謝恩、先帝への進香などの大典に正使として派遣される使臣を言う。

〔人名〕○馬忠叟：不詳。○鄭祐：不詳。○馬南庇：不詳。○鄭迥：？――一六一一年。謝名親方利山。久米村の鄭氏湖城家九世。○翁壽祥：一五一一―一八〇年。国頭親方盛順。首里翁氏初代。尚元より尚永王代の三司官。▽何万鍾：福建都司掌印署都指揮僉事。▽劉侃：布政司掌印右布政使。▽徐中行：按察司掌印副使。▽朱士龍：福建都司副斷事。▽徐柳：布政司都事。▽黃鑑：按察司檢校。▽胥鉉：市舶提舉司提舉。▽馮伯昭：土通事。

〔大意〕琉球国中山王世子・尚永が、慶賀の使者（王舅・馬忠叟、長史・鄭祐、使者・馬南庇、都通事・鄭迥）を派遣し、船一隻に琉球の産物と贈物（礼物）を積み、上奏文を届けてきた。市舶提舉司などの衙門から報告を受けた福建都司が前例を調べたところ、一五六八（隆慶二）・永祿一一）年三月に琉球国王・尚元が、王舅・翁壽祥を派遣して慶賀に訪れたことがあった。そこで布政司・按察司・巡視海道と前例を検討し、福建都司・布政司・按察司・市舶提舉司の役人が、土通事を連れて琉球船に赴き審問したところ、琉球の都通事・鄭迥が新帝登極の慶賀と皇后の進賀のために訪れた旨を述べた。また琉球国の印信符文を提出させ調べたが問題は無かった。次いで福建都司・布政司・按察司・巡視海道の役人が合同で再審し、初審の内容が正しいことを確認し、福建巡按の劉良弼に報告した。劉良弼はこの度の琉球使節を確かに慶賀使であると認め、その船を閩県高惠里河口廠地方の湾内の停泊地に引導し、その産物・贈物を献上することを許し、このことを題本によって皇帝に上奏するものである。

【史料④】進香夷船入港疏（進香の夷船の入港についての上奏文）

〔原文〕

巡按福建監察御史臣劉 謹

題為進

香夷船入港事據福建都司經歷司呈奉本司劄付據市舶提舉司等衙門各申報琉球國中山王世子尚永特遣使者毛有倫等坐駕本國海船一隻前來進香等因據此卷查隆慶二年三月該國中山王尚元差使者宗善等駕船前來進香已經盤驗

奏報起送赴京批廻在卷今據報到隨該本司掌印署都指揮僉事何萬鍾會同布政司掌印右布政使劉侃按察司掌印副使徐中行巡視海道副使陶幼學議照前例會委本司副斷事朱士龍布政司都事徐柳按察司檢校黃鑑并市舶提舉司提舉胥鉉帶同土通事馮伯昭等前到夷船處所公同譯審得琉球國中山王世子尚永差來使者毛有倫等結稱恭聞

大行皇帝

實天本國特遣有倫等坐駕海船一隻齎捧

香品前來進

獻等情尤恐不的著令執出本國印信符文照驗相同別無違詐等因備抄到司又該本司會同布按二司并巡視海道覆查無異具呈到臣該臣會同提督軍務兼巡撫福建地方都察院右僉都御史劉 議得琉球國中山王世子尚永特遣使者毛有倫等前來進

香既經會委副斷事等官朱士龍等譯審明白並無違詐除照例委官封艙接引進

港至閩縣高惠里河口廠地方灣泊所進

香品會盤晷日備開的數另行具

題外緣係進

香夷船入港事理為此具本謹具題

知

〔語釈〕●進香使：先帝の崩御に際し、香を備えて礼拝するために派遣された使節。●大行皇帝：亡くなられたばかりの皇帝。諡おくりなが決まる前の呼び名に用いる。●寅天：天子の崩御。

〔人名〕○毛有倫：不詳。○宗善：鄭宗善（久米村の鄭氏湖城家元祖・鄭義才の十一世孫）か。

〔大意〕琉球国中山王世子・尚永が、進香の使者（毛有倫）を派遣してきた。船は一隻である。市舶提挙司などの衙門から報告を受けた福建都司が前例を調べたところ、一五六八（隆慶二・永祿一一）年三月に琉球国王・尚元が、使者・宗善を派遣して進香に訪れたことがあった。そこで布政司・按察司・巡視海道と前例を検討し、福建都司・布政司・按察司・市舶提挙司の役人が、土通事連れて琉球船に赴き審問したところ、琉球の使者・毛有倫が皇帝の崩御を知り靈前に供える香を献上するため訪れた旨を述べた。また琉球国の印信符文を提出させ調べたが問題は無かった。次いで福建都司・布政司・按察司・巡視海道の役人が合同で再審し、初審の内容が正しいことを確認し、福建巡按の劉良弼に報告した。劉良弼はこの度の琉球使節を確かに進香使であると認め、その船を閩県高惠里河口廠地方の湾内の停泊地に引導し、その香を献上することを許し、このことを題本によって皇帝に上奏するものである。

〔史料⑤〕進香夷船入港疏（進香の夷船の入港についての上奏文）

〔原文〕  
巡按福建監察御史劉 謹  
題為進

香夷船入港事先據福建都司經歷司呈奉本司劄付據市舶提舉司申報琉球國中山王世子尚永差來使者毛有倫等結稱恭聞

大行皇帝  
寅天本國特遣有倫等坐駕海船齋捧

香品前來進

獻等因到臣已經批行福建都布按三司委官都司副斷事朱士龍布政司都事徐梯按察司檢校黃鑑并市舶提舉司提舉胥鉉鐸審明白將船封艙防護接引至閩縣高惠里河口廠地方灣泊隨具本題

知外今該臣會同提督軍務兼巡撫福建地方都察院右僉都御史劉 備行福建都司掌印署都指揮僉事魏堯相會同布政司右布政使劉侃按察司副使徐中行巡視海道副使陶幼學親詣進

貢廠督令提舉胥鉉跟同原委封艙官員及番使人等將船照例開盤先將表文交付使者毛有倫等親自齋  
進番使人等撥檢明白發遠驛給養恭進  
香品般運入廠責令提舉胥鉉等督同行人辨驗會官秤盤見數明白如法裝盛交付布政司委官照例運解赴京進

獻為此開坐具本謹具題

知

〔語釈〕●進貢廠：福建市舶提挙司の付属機関として柔遠駅（琉球館）と共に設けられた。進貢廠は貢物を一時保管する所、柔遠駅は琉球の使節が宿泊する場所であった。

〔人名〕▽魏堯相：福建都司掌印署都指揮僉事。

〔大意〕先に【史料④】で上奏した琉球の進香使に関して、福建巡按の劉良弼は、福建都司・布政司・按察司・巡視海道の役人に命じて進貢廠を訪問させ、提挙司の提挙官（長官）に命じて荷物を船から搬出させ、一同を柔遠駅に収容し、進香の品を進貢廠に搬入させた。また提挙官らに荷物を検査して数量を明確にさせた。また一度提出された琉球の上奏文は、使者に返し、自ら北京に持って行かせることにした。今後は規則に従って布政司に担当させ、彼らを北京に移送して香を献納させること



とし、このことを題本によつて皇帝に上奏するものである。

【史料⑥】慶賀夷船入港疏（慶賀の夷船の入港についての上奏文）  
〔原文〕

巡按福建監察御史臣劉 謹

題為慶

賀夷船入港事先據福建都司經歷司呈奉本司劄付據市舶提舉司申報疏

球國中山王世子尚永特遣王舅馬忠叟同長史鄭祐等齎捧

表文坐駕本國海船一隻裝載方物禮儀前來慶

賀等因到臣已經批行福建都布按三司委官都司副斷事朱士龍布政司都事

徐彬按察司檢校黃鑑并市舶提舉司提舉胥鉉譯審明白將船封艙防範接

引至閩縣高惠里河口廠地方灣泊隨具本題

知外今該臣會同提督軍務兼巡撫福建地方都察院右僉都御史劉 備行福建

都司掌印署都指揮僉事魏堯相會同布政司右布政使劉侃按察司副使徐

中行巡視海道副使陶幼學親詣進

貢廠督令提舉胥鉉等跟同原委封艙官員及番使人等將前船照例開盤先將

表文交付王舅馬忠叟等親自齎

進其番使人等接檢明白王舅馬忠叟等一百四十九員名發柔遠驛給養多

餘夷梢華如桂等一十七名照例摘發坐駕原來船隻趨風歸國將進

賀

御前腰刀袞刀金銀酒海蘇木并進

賀

中宮殿下夏布金銀粉匣泥金扇蘇木般運入廠責委提舉胥鉉等督令殷實戶

并各色牙行人等辨驗會官秤盤見數明白如法裝盛交付布政司委官照例

運解赴京慶

賀為此今將審實起送赴京王舅使者并存留在驛與摘發回國夷梢人等員

役名數及秤盤過方物數目開坐具本謹具題

知

〔語釈〕 ●夷梢…この場合は琉球人船頭を指す。 ●牙行…この場合は琉球と明商との取引の仲介をし、商品価格や度量衡などを評定し、その報酬として一定の仲介料を受け取る官指定の業者を指す。

〔人名〕 ○華如桂…不詳。夷梢。▽殷實戸…不詳。牙行の代表者か。

〔大意〕 先に【史料③】で上奏した琉球の慶賀使に關して、福建巡按の劉良弼は、福建都司・布政司・按察司・巡視海道の役人に命じて進貢廠を訪問させ、提舉司の提舉官に命じて荷物を船から搬出させ、王舅・馬忠叟など百四十九名を柔遠驛に収容し、その他の夷梢・華如桂など十七名は前例に準じて原船で帰国させることにした。また皇帝・皇后への献納品を進貢廠に搬入させ、提舉官の監督の下、殷實戸や各種牙行に命じて荷物を検査して数量を明確にさせ、一度提出された琉球の上奏文は、使者に返して自ら北京に持つて行かせることにした。今後は規則に従つて布政司に担当させ、彼らを北京に移送して品々を献上させることとし、北京に赴く者・福建に残る者・直ちに帰国する者の氏名・人数と献上品の数目を列記し、題本によつて皇帝に上奏するものである。

## 第二章 台湾所在の清代檔案における日本關係記事について

—一八四五年のある軍機処録副奏摺の紹介を中心に—

### 1、調査の概要

檔案とは官府の文書の総称であり、現存している中国明清時代の檔案は明清檔案と呼ばれている。<sup>6)</sup>この明清檔案の内、現在残存しているもの大半は、清代の中央国家机关の行政文書である。

さて台湾所在の清代檔案とは、①一九四九年に国民党が台湾に移管した故宮博物院の文物の中に含まれていた四〇万余件の宮中檔（大部分は

漢文朱批奏摺・軍機処檔・内閣部院檔案・国史館及び清史館檔などと、  
②八千麻袋事件<sup>(7)</sup>によって歴史博物館から売却され一九二八年に中央研究  
院歴史言語研究所が購入した内閣大庫の檔案の一部である。今回の調査  
では、中央研究院歴史語言研究所に所蔵されている内閣大庫檔案(奏摺・  
題本・移会など)、及び故宮博物院図書館に所蔵されている宮中檔(奏  
摺)・軍機処檔(録副奏摺)<sup>(8)</sup>を調査した。

調査の結果、台湾所在の清代檔案における日本関係記事は、ほぼ全て  
が漂着事件に関わるものであることが判明した。これらの檔案からは、  
日本側の関連史料からは窺い知ることのできない事実も確認でき、両者  
を相補的に用いることが、より豊かな史実の解明に結び付くと考えられ  
る。本稿では収集した檔案の内、一八四五(道光二五・弘化二)年の日  
本人漂着事件を扱った軍機処録副奏摺を紹介したい。

2、解題——一八四五年の軍機処録副奏摺における日本人漂着事件——  
この檔案【史料⑦】は故宮博物院図書館に所蔵されている江蘇巡撫代  
行中の蘇州布政使・文柱の上奏文(奏摺)に皇帝が硃批を加えたもの  
(硃批奏摺)が軍機処に送られた後に作成されたその写し(軍機処録副  
奏摺)である。<sup>(9)</sup>なお原奏摺は録副が作成された後、上奏者に返却され、  
一定期間を経た後、皇帝に返送されるきまりであった。

【史料⑦】の内容は、一八四五年に江蘇省松江府華亭県に漂着した日  
本人漂着民四名に関して、筆談による尋問結果と漂着民に対してなされ  
た措置を文柱が皇帝に報告するものである。ここに記された一連の処置  
は日本人漂着民に対する一般的な処置に連なるもので、特に変わった点  
は見出せない。しかし漂着民の言動には不自然な点が目立つ。例えば、  
筆談の中で「日本国長崎島徳川源家成公儀人」と、自分たちを江戸幕府  
に仕える役人であるかのように主張している点、にも関わらず現將軍・  
家慶(在職一八三七—一八五三)ではなく、前將軍の家斉(在職一七八

〈表一〉名前・年齢・出身地など

|   | 真                         | 偽A (檔案)   | 偽B (長崎)  |
|---|---------------------------|-----------|----------|
| ① | 幸吉 (豊後国原村)                | 正吉 (三十二歳) | 庄吉 (陸奥国) |
| ② | 出来屋富三郎<br>(大坂高津町講談師瑞龍)    | 目治 (四十三歳) | 周次 (下総国) |
| ③ | 竹蔵 [喜兵衛]<br>(淡路の無宿人) 四十八歳 | 忠治 (四十二歳) | 忠次 (播磨国) |
| ④ | 小重太 (無宿穢多)                | 清吉 (二十五歳) | 清吉 (尾張国) |

〈表二〉漂着にいたる経緯

| 真                   | 偽A (檔案)                                     | 偽B (長崎)  |
|---------------------|---|--|
| 流刑地からの島抜け<br>を試み、遭難 | 日本国長崎島の徳川<br>源家成の公儀人で、<br>普陀に進香(参詣)<br>し、遭難 | 土佐国清水で知り合<br>い、日向国から大坂<br>へ椎茸を積んで戻る<br>船に乗り、遭難 |

七—一八三七)らしき人物の名を挙げ、しかもその字を誤っている点な  
どである。  
日本側の史料を調べたところ、長崎奉行所の判決記録の中にこの漂着  
民に関する詳細な記録が存在することが分かった。<sup>(10)</sup>それによると、この  
漂着民は大隅国種子島に流刑中の罪人で、漁船を盗んで島抜けを謀った  
ものの遭難して清に漂着したという。しかし清において彼らは名前や出  
身地を詐称し、流罪や逃亡の事実を隠匿していた。このため清側は一般  
の(非問題のない)日本人漂着民に対する処置を適用し、彼らを浙江省  
の乍浦から長崎行きの中国商船に便乗させて日本(長崎)へ送還したの  
であった。帰国  
した四人は長崎  
奉行所における  
尋問でも嘘を重  
ね、遂には脱走  
を試みた。その  
結果、一人(幸  
吉)は逃げ切っ  
たが、残りの三  
人は捕らえられ  
真相も露見し、  
取り調べ中に病  
死した一人(小  
重太)を除いて  
死刑に処せられ  
ている。  
さて〈表一〉

〈表二〉は、「真相」、清の記録【史料⑦】に見られる四人の「偽りの供述」(偽A)、及び長崎奉行所において四人が供述した「清における詐称の内容」(偽B)【史料⑧】をまとめたものである。これらの表から、偽Aと偽Bは必ずしも一致していないことが看取できる。その内、へ表一〜における偽名の不一致は、恐らく漂着民の記した漢字を清官が誤読したためであろう。しかし〈表二〉の「漂着にいたる経緯」についてはどうであろうか。長崎において彼らは、清では「土佐国清水で知り合い、日向国から大坂へ椎茸を積んで戻る船に乗り遭難した」(偽B)と詐称したと白状しているが、漂着地である清の記録には椎茸云々の記事は一切見えず、筆談によって四人が「日本国長崎島の徳川源家成の公儀人が普陀に進香(参詣)して遭難した」(偽A)と述べたことが記されている。筆談による意志疎通には大きな制約と限界があるため、この偽Aには清官の誤解も混在していると思われるが、それでも「日本国長崎島徳川源家成公儀人」の部分は、確かに漂着民自身が記したものである。そしてそこからは、自らを幕府の權威に連なる存在——実はそれは虚偽なのであるが——としてアピールし、異境において必死に身の安全を確保しようとする四人の切迫した心情を、より如実に窺い知ることができる。また管見の限りでは、清へ漂着した他の日本人はこの種のアピールを行っておらず、「罪人」であるという事実が、四人の切迫性をことさらに強めていたであろうことが推測できる。即ち【史料⑦】は、日本側の関連史料からは知り得ない民衆——しかも罪人——の異国体験を最もリアルに伝える史料であり、またこの史料の価値は【史料⑧】のような日本側の史料を複眼的に用いた時にこそ、より発揮されると言えるだろう。

3、一八四五年の日本人漂着事件に関する軍機処録副奏摺の翻刻と註解

【史料⑦】 軍機処録副奏摺

〔原文〕

文柱 護送日本難夷由  
奏

十一月初四日

護理江蘇巡撫蘇州布政使臣文柱跪

奏為日本國夷人遭風漂流內地循案護送附搭回國恭摺具

奏仰祈

聖鑒事竊據署華亭原知縣高德明稟報道光二十五年九月十二日准署柘林通

判張鳳輪移開九月十一日會營帶領兵役在於沿塘一帶巡查見有外夷失

風小船一隻隨潮擱淺前往查看船內共有四人並無什物移送到縣隨即查

詢言語不通給与紙筆令其書寫據該難夷書出伊名自治年四十三歲其餘

三人正吉年三十二歲忠治年四十二歲清吉年二十五歲俱係日本國長崎

島徳川源家成公儀人八月初四日在本國開船一共四人前往普陀進香遭

風漂流到此所帶什物被潮漂失人口並無損傷等情由縣將夷船確估交價

銀二十兩交該夷等具領並捐給銀錢棉衣等物稟經臣批司委員迎護來省

再加撫恤去後今據蘇州布政使郭熊飛署江蘇按察使積喇明阿會詳稱飭

據長元吳三県令其後書無異查得日本國夷人遭風漂至內地歷係

奏明護送至浙江乍浦口交辦銅商船附搭回國今該國夷人自治等四人漂

收到境自應循案辦理等情前來臣当即飭令該三県將該難夷等優給衣糧

妥為安頓一面選委委員護送至浙江省城咨明浙江撫臣轉送乍浦地方交

辦銅商船附搭回國並飭行沿途地方官一體照料以仰副

聖主懷柔遠人至意所有撫恤日本國夷人護送浙省附搭銅船歸國由謹會同商

江總督臣壁日恭摺具

奏伏乞

皇上聖鑒謹

奏

道光二十五年十一月初四日 奉

硃砒該部知道欽此

十月十九日

〔語釈〕●聖鑑：皇帝の目に触れること。●辦銅商船：長崎貿易に独占的に従事した官商及び官許の民間商人の船。<sup>(1)</sup>

〔人名〕○文柱：護理江蘇巡撫蘇州布政使（※護理は下級の官員が上級の官員の職務を代行すること）。○高德明：署華亭県知県（※署は欠員が生じたポストの職務を代行すること）。○張鳳綸：柘林通判。○郭熊飛：蘇州布政使。○積喇明阿：署江蘇按察使。▼目治：年四十三歳。▼正吉：年三十二歳。▼忠治：年四十二歳。▼清吉：年二十五歳。

〔大意〕江蘇巡撫を代行している蘇州布政使の文柱が日本人漂着民の護送附搭回の件について皇帝に上奏する。華亭県知県を代行している高德明の報告によると、一八四五（道光二五・弘化二）年九月十一日、沿海を巡回していた緑營の兵士らが漂着した外国の小船一隻を発見したという。早速県の衙門に移送して調べたところ、言葉が通じず筆談になった。漂着民は目治（四十三歳）・正吉（三十二歳）・忠治（四十二歳）・清吉（二十五歳）の四名で、みな日本国長崎島の徳川源家成の公儀人であり、八月四日に出航して普陀（巡礼地として名高い浙江省の普陀山か）に進香（参詣）した後、遭難して漂着したという。そこで県では彼らの小船を銀二十両で換金してやり、また銀錢・棉衣などを給与した後、彼らを江蘇省の衙門に移送した。調べたところ日本人が中国に漂着したら浙江省の乍浦に転送し、長崎へ赴く辦銅商船に便乗させて送還することになっている。そこで今回も漂着民・目治ら四人を浙江省の省都まで護送し、浙江巡撫に咨文を送って、彼らを乍浦へ転送し送還させ、これによって皇帝の遠人を懐柔する誠意に添うことにし、皇帝に報告するものがある。

この上奏文に対しては、「当該の部（六部の内この案件に関係のある職掌の部）はこの件を承知せよ」との皇帝の硃砒が下った。

【史料⑧（参考）】森永種夫編「御什置伺」上（犯科帳刊行会、一九六二年、三二二～三三二頁）所収「流人無宿淡路の竹蔵事喜兵衛嶋抜いたし唐国江漂流いたし候一件御仕置奉伺候書付」より抜粋（訓点は筆者）

〔原文〕

幸吉外式人も貰受候得共品数は不相覚、同所逗留中月日不覚、小重太申出し候ハ、四人とも嶋抜いたし候身分、此上日本江被送越、長崎御役所ニ而御礼受候儀も有之候ハ、銘々生所名前を替、遠嶋相成候身分ハ勿論、嶋抜いたし候儀等押隠候方可然と発言いたし候ニ付、此もの富三郎幸吉一同申合、巳年八月申土佐国清水ニ而四人とも出會、日向国より大坂江椎茸積越候戻船ニ乗組候処、逢難風候趣ニ可申成と申合罷在、然処通事唐人より此もの共住国名前尋候ニ付、此ものハ播磨国忠次、幸吉ハ陸奥国庄吉、小重太ハ尾張国清吉、富三郎ハ下総国周次と申もの之段偽取捨罷在候処、去々午閏五月中日不覚役人躰之唐人五人、下役躰之もの通事唐人とも七八人罷越、此役人躰并下役躰之もの之儀、唐人共江相尋候処、役人躰之ものハ海防庁之巡見ニ而下役躰之ものハ皂隸ニ而御坐候旨申之候

〔大意（前略）〕小重太が「四人とも嶋抜いたし罪人なので、今後日本へ送還されて長崎奉行所で取り調べを受ける時に備えて、出生地・名前を詐称して、罪人の身分や嶋抜きの事実を隠蔽すべきだろう」と言い出したので、「一八四五年八月に土佐国清水で四人は出會い、日向国から大坂へ椎茸を積んで戻る船に乗ったところ遭難した」ことにしようとして皆で申し合わせた。すると通訳の唐人から居住地を聞かれたので、「竹蔵（喜兵衛）は播磨国の忠次、幸吉は陸奥国の庄吉、小重太は尾張国の清吉、富三郎は下総国の周次である」と詐称した。（後略）

おわりに

以上、台湾所在の明代文集および清代檔案における日本・琉球関係記事について、二つの史料を例示しながらその史料的价值を検証してきた。僅かな事例紹介ではあるが、①漢籍史料には極めて質の高い日本・琉球関係記事が含まれ、②そこには往々にして日本史料からは知ることのできない史実が記されており、③これらと日本史料とを複眼的に用いることによって史実をより多角的かつ正確に明らかにし得るということ、些かなりとも示せたのではないかと思う。交通の発達・国際的な学术交流の活性化などに伴い、東アジア諸国の図書館の利用環境は年々整備されつつある。中でも台湾の諸図書館の利用環境は群を抜いている。このような現状を追い風として、今後より一層精度の高い広範囲の史料調査・収集が進められることを願うものである。

〔註〕

- (1) [http://ecs.ncl.edu.tw/topic\\_02.html](http://ecs.ncl.edu.tw/topic_02.html) (但し繁体字中国語による入力が必要)。
- (2) 台湾最大の古籍収蔵機関で約六千部の明版普通線装本を所蔵している。
- (3) 財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部史料編集室編『歴代宝案』訳注本第二冊、沖縄県教育委員会、一九九七年、一八八頁(一一三―一四一)。
- (4) 酒海は「大きい酒盃」の意。
- (5) 註3所掲書、六一―六二頁(一一二六―一〇五号)。
- (6) 明清檔案に関して、黨武彦「清代檔案史料論序説」(『東京大学史料編纂所研究紀要』十三、二〇〇三年)に詳しい。本稿でもこれを随時参照している。
- (7) 黨前掲論文、一六一―一六二頁を参照のこと。

(8) 皇帝から受け取った硃批奏摺の写し。

(9) 所蔵番号は〇七六〇〇四号である。

(10) 「流人無宿淡路の竹蔵事喜兵衛嶋抜いたし唐国江漂流いたし候一件御仕置奉伺候書付」(森永種夫編『御仕置伺』上、犯科帳刊行会、一九六二年、三二二―三三二頁)、「流人大坂高津町綿屋仁兵衛借屋講談瑞龍事出来屋富三郎改名吞海嶋抜いたし唐国江漂流いたし候一件御仕置奉伺相候書付」(同『御仕置伺』下、九八―一〇二頁)など。史料に関しては春名徹「漂流民送還制度の形成について」(『海事史研究』五二号、一九九五年、三九頁)を参照した。

(11) これに関しては劉序楓「清日貿易の洋銅商―乾隆・咸豊期の官商・民商を中心に―」(『東洋史論集』一五、一九八六年)を参照のこと。

〔付記〕 史料調査・収集に関して劉序楓氏・吳玲青氏のご協力を賜った。記して深謝申し上げる。また本稿は二〇〇五年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。